

第1次追加ヒアリング質問事項（第12回WG2004.10.8 ヒアリング分）

在外公館等に対する監査【外務省】

「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（中間とりまとめ別紙2意見）のある情報は、情報公開法において非開示情報とされるが、非開示情報を扱う業務であることと「民間開放には馴染まな」いことの論理的関係についてご説明願いたい。

「守秘義務が履行されない場合に失われる利益は回復不可能な重大なもの」（中間とりまとめ別紙2意見）とは、具体的にいかなる利益の喪失を想定しているのか。

仮に国家公務員法上の守秘義務と同等の守秘義務を民間事業者に課したとしてもなお、公務員の方が秘密保持に長けていると考える理由は何か。

外務省職員による監察査察では身内に甘くなるのではないかと、との疑問に対する貴省の見解をお伺いしたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

国有財産の実地監査【財務省】

最近5か年度における実地監査件数、各省各庁の長等に措置要求等を行った件数、措置要求等の主な事例の概要についてご説明願いたい。

現状において、国有財産等の監督・指導を適切に行うに十分な実地監査件数を確保できていると評価しているか。

実地監査の場で直ちに問題点是正のための行政処分を行う例はあるか。

「実態把握と法令上の判断は一体として行う行為である」（中間とりまとめ別紙2意見）の「一体として行う」の意味を具体的にご説明願いたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

公認会計士試験【金融庁】

公認会計士試験に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

当該試験をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。また、仮に本試験において政策判断の余地があったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニ

マニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

当該試験においては、問題用紙及び答案用紙の搬送、試験の立会補助、マークシート式試験の採点といった分野において既に民間委託を行っているとのことであるが、今後、さらに拡大することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

自動車道等の検査【国土交通省】

自動車道等の検査に係る業務の流れ及び最近5か年度における検査の業務量を示す代表的なデータについて、ご教示願いたい。特に、いかなる部分について、いわゆる「公権力の行使」がなされているのかもあわせてご教示願いたい。

自動車道等の検査は、「当該一般自動車道の構造及び設備が、第五十条第一項の工事方法（中略）に合致し、かつ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び第五十一条の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない」（道路運送法第57条第2項）のであるから、基準等の企画立案業務を除けば、政策判断の入り込む余地はなく、したがって、検査業務の大部分は民間に移管することが可能であると考え、貴省の見解を伺いたい。

公務員が実施する方が、民間事業者による場合と比較して検査が「中立かつ公平に実施される」と考える理由は何か。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

宅地建物取引業者免許の審査【国土交通省】

宅地建物取引業者免許の審査に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。

当該審査をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

仮に本審査において政策判断の余地があったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することは可能と考えるが、貴省の見解は如何。あわせて、政策判断が不要な事務手続を民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

検疫【厚生労働省】

検疫の実施については「全国規模で迅速に行う必要がある」（中間とりまとめ別紙2意見）との見解を示されているが、かかる状況を維持する上で貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考

えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

現に行われている検疫業務（検疫所長が、国内に入港等しようとする船舶等に対して、検疫感染症の病原体の有無等に関する診察及び検査等を行い、国内に検疫感染症が侵入するおそれがほとんどないと認められる場合、検疫済証等の交付を行うこと）と「国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案し、政策的に判断を行う必要がある」との見解（中間とりまとめ別紙2意見）の関係について、「国内に検疫感染症が進入するおそれがほとんどない」と認めるためにいかなる「総合的」な「勘案」や「政策的」な「判断」が必要とされるのか、ご説明願いたい。

最近5か年度における全国の検疫済証発行件数と、検疫法第14条に基づく措置（患者の隔離等）を採った件数についてお示し願いたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査【厚生労働省】

最近5か年度において、全国で、社会福祉法第56条第1項に基づく検査、同条第2項に規定する改善措置命令、同条第3項に基づく業務停止命令又は役員解職勧告、及び同条第4項に基づく解散命令を行った件数を、貴省が把握している範囲でお示し願いたい。

行政処分は公務員が行うにしても、その前段階である検査についても公務員が行わなければならない、公務員以外の者に実施させることはできないと考える理由についてご説明願いたい。

社会福祉法人の検査の事務については、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市又は中核市の長が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考え、貴省の見解をお伺いしたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

家庭用品監視【厚生労働省】

家庭用品の監視の事務については、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する政令市長又は特別区長が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考え、貴省の見解をお伺いしたい。

「検査はその結果に基づく収去、立入検査及び回収命令等の行政処分と一体となった措置である」とのご見解（調査票回答）の「一体となった」の意味を具体的にご説明願いたい。

ご見解（調査票回答）の「被害発生拡大防止の観点から」の「措置を迅速に行う必要性」と「民間に開放できない」ことの論理的関係についてご説明願いたい。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条に基づき立入検査を行う「家庭用品衛生監視員」には、食品衛生監視員、薬事監視員その他厚生労働省令で定める職員（同法施行規則第3条第3号イ～ハ。医師、歯科医師など。）が指定されることとされているが、実際の指定に当たっては、一定の経験年数を経た者など別個の要件が付加されるのか。指定された者に対して、「家庭用品衛生監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

施行規則第3条第3号ハの「厚生労働大臣の指定した家庭用品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」について、いかなる養成施設が指定されているのか。「所定の課程」の具体的内容は何か。施行規則第3条第3号ハに基づいて「家庭用品衛生監視員」に指定されている者は現在およそ何人いるか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

医療監視【厚生労働省】

医療法第25条に基づく立入検査の事務については、厚生労働大臣（特定機能病院について）都道府県知事、保健所を設置する政令市長又は特別区長が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えが、貴省の見解をお伺いしたい。

現在、行政が行っている立入検査の事務について、それが適正に行われているか否かどのようなチェックが行われているのか。

個人情報の保護の必要性について、仮に国家公務員法上の守秘義務と同等の守秘義務を民間事業者に課したとしてもなお、公務員の方が秘密保持に長けていると考える理由は何か。

「民間業者が立入検査を行ったとしても、これに違反した者に対しては罰則を科すことはできないことから、その実効性に疑問がある」（調査票回答）とのご見解の趣旨について伺いたい。例えば、市街地再開発組合による建築物等の立入調査については、都道府県知事の事前の許可を必要とし、その上で、調査拒否に対する罰則によって調査の実効性が担保されており（都市再開発法第60条、第142条）医療法第25条に基づく立入検査の事務についてもこのような法令上の手当てを行うことは可能ではないかと考えられるかどうか。

医療法第25条に基づき立入検査を行う「医療監視員」は「医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者でなければならない」（医療法施行規則第41条）とされているが、実際に職員を「医療監視員」に命ずるに当たっては、「相当の知識を有する者」をどのように解釈、運用しているのか。命ぜられた者に対して、「医療監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

食品等の監視指導【厚生労働省】

「試験・分析以外の監視指導の業務については、健康被害防止の観点から緊急的な行政判断を必要とする場合がある」(中間とりまとめ別紙2意見)とのことであるが、事前に得られた情報から、緊急的な行政判断を必要とする蓋然性が高い場合とそうでない場合を区分し、少なくとも、緊急的な行政判断を必要としない場合については業務の実施を民間に委ねることは可能ではないか。

「行政処分にあたっては、立入検査や試験検査の結果、改善状況等を総合的に判断する必要がある」(中間とりまとめ別紙2意見)ために行政処分は公務員が行うにしても、その前段階である立入検査、試験検査についても公務員が行わなければならない、公務員以外の者に実施させることはできないと考える理由についてご説明願いたい。

食品衛生法第28条に基づき臨検検査又は収去を行う「食品衛生監視員」には、政令(食品衛生法第9条)で定められた要件を満たす者が命ぜられることとされているが、実際に吏員を「食品衛生監視員」に命ぜらるに当たっては、一定の経験年数を経た者など別個の要件が付加されるのか。命ぜられた者に対して、「食品衛生監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

施行令第9条第1号の「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」について、いかなる養成施設が指定されているのか。「所定の課程」の具体的内容は何か。施行令第9条第1号に基づいて「食品衛生監視員」に指定されている者は現在およそ何人いるか。

「一定の公正性、技術レベルが確保されている民間の検査機関」(登録検査機関)として、現在およそ何者(何社)が登録されているか。また、今後どのように登録者数の拡大を図っていく考えか、貴省のご見解を伺いたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

生活衛生関係営業の監視指導【厚生労働省】

【生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律関係】

最近5か年度において、全国で、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)第60条に基づく立入検査を行った件数、検査対象(営業者、組合、小組合、連合会、都道府県指導センター、全国指導センター)の別、問題点は是正のための措置を講じた主な事例の概要についてご説明願いたい。

生衛法第60条に基づく立入検査の事務については、厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県指導センターに係るもの)が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないよう貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、

かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考え、貴省の見解をお伺いしたい。

生衛法第60条に基づく立入検査を行う職員について、要件は法令に特に定められていないが、実際には、どのような職員が立入検査を行っているのか。一定の経験年数を経た者などから選ばれるのか。職員が立入検査の職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

【個別法関係】

都道府県知事が行うこととされている 理容師法第13条に基づく理容所への立入検査、美容師法第14条に基づく美容所への立入検査、興行場法第5条に基づく興行場への立入検査、旅館業法第7条に基づく営業施設への立入検査、公衆浴場法第6条に基づく公衆浴場への立入検査及びクリーニング業法第10条に基づくクリーニング所への立入検査についてそれぞれ、最近5か年度において、全国で、立入検査を行った件数、問題点是正のための措置を講じた主な事例の概要について、貴省が把握している範囲でご説明願いたい。

都道府県によって法の執行にばらつきが生じないように貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考え、貴省の見解をお伺いしたい。

上記の立入検査を行う「環境衛生監視員」(理容師法施行規則第27条、美容師法施行規則第27条、興行場法施行規則、旅館業法施行規則第6条、公衆浴場法施行規則第6条、クリーニング業法施行規則第11条)について、要件は法令に特に定められていないが、実際には、どのような職員が立入検査を行っているのか。一定の経験年数を経た者などから選ばれるのか。職員が「環境衛生監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか、貴省が把握している範囲でご説明願いたい。

【生衛法関係、個別法関係共通】

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

以 上